

今後のスケジュール

- 第1回 平成30年 9月14日(金)16時30分～18時**
大阪府の受動喫煙防止対策について
懇話会の進め方・今後のスケジュール など
- 第2回 平成30年10月 9日(火)13時から15時**
関係団体からのヒアリング①
条例検討ポイントごとの意見交換 (加熱式たばこの取扱い、条例対象範囲等)
- 第3回 平成30年10月30日(火)10時から12時**
関係団体からのヒアリング②
条例検討ポイントごとの意見交換 (敷地内禁煙となる施設の取扱い 等)
- 第4回 平成30年11月15日(木)10時から12時**
関係団体からのヒアリング③
※患者会、消費者団体、医療関係者 等
条例検討ポイントごとの意見交換 (対象となる飲食店の範囲等)
- 第5回 平成30年12月11日(火)13時から15時**
懇話会意見のまとめ案について

これまでの懇話会での検討状況について

○ 懇話会の設置について

(1) 設置目的

国の健康増進法改正を踏まえ、府として、さらなる受動喫煙の防止対策の検討にあたり、関係団体への意見聴取をはじめ専門的な見地から幅広く意見を聴取するため、外部有識者で構成する会議を設置

(2) 委員構成（敬称略・五十音順）

磯 博康（大阪大学大学院医学系研究科社会医学講座 公衆衛生学 教授）

白倉 典武（弁護士 大阪弁護士会）

東山 聖彦（地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター 副院長）

山本 絹子（株式会社パソナグループ 取締役副社長執行役員）

吉田 豊（大阪商工会議所 理事・総務広報部長）

(3) 内容・進め方

- ① 関係者等から意見徴取（ヒアリング）
- ② ヒアリング内容のまとめ、意見を踏まえた論点整理
- ③ 条例検討にあたって配慮すべき事項に関する意見
- ④ 以上の内容を報告書として整理

(4) 意見聴取対象者

大阪府飲食旅館生活衛生同業組合連合会

一般社団法人 大阪外食産業協会

関西たばこ商業協同組合連合会

日本たばこ産業株式会社

一般社団法人 大阪府病院協会、一般社団法人 大阪府私立病院協会

一般社団法人 全国旅行業協会 大阪府支部

公益財団法人阪喉会

なにわの消費者団体連合会

一般社団法人大阪府医師会

（参考）書面による意見聴取対象者

飲食店関係団体、たばこ関係事業者、旅行・観光、医療、患者会、消費者団体 各代表者
私立中学校・高等学校 など

(5) 懇話会の開催状況

第1回 平成30年9月14日（金）16：30～／府の取り組み、会議の進め方等確認

第2回 平成30年10月9日（火）13：00～／ヒアリング、加熱式たばこの扱い、条例対象区域

第3回 平成30年10月30日（火）10：00～／ヒアリング、敷地内禁煙の扱い

第4回 平成30年11月15日（木）10：00～／ヒアリング、規制対象とする飲食店の範囲

第5回 平成30年12月11日（火）13：00～／懇話会意見のまとめ（予定）

○ 委員からの主な意見

(1) 条例の対象範囲

(府域全体を対象とすべき)

- ・ 政令中核市を除くと大部分の飲食店等が規制対象範囲外になるため、府としては全体に規制をする方向でよいのではないか。
- ・ 実効性をあげるためにも、府全体を対象とすべき。

(2) 加熱式たばこの取り扱い

(規制すべき)

- ・ 加熱式たばこによる受動喫煙の健康への影響は、時間をかけて蓄積されたデータはなく、現時点では未知。加熱式たばこ一本当たりの影響度は少ないが、ニコチン濃度が少ないので1人あたりの本数が増える傾向にあり、一定の影響はあるのではないか。しばらくは紙巻きたばこと同じ扱いで良いのではないか。
- ・ 健康被害の間接的影響等のデータが歴史的に浅いことを考えると、検証は不十分であり、加熱式たばこは従来の紙巻きたばこと同等の扱いが妥当。
- ・ 予防原則では健康への影響が少ないとはいえ、影響に明確な差があるといえる状況にない以上、同じように規制するという考え方はある。

(規制は慎重にすべき)

- ・ 加熱式たばこの受動喫煙にかかる影響について、国を上回る独自規制を行う根拠となる医学的データ等がないのであれば、規制を行うべきではない。

(さらなる議論・検討が必要)

- ・ 加熱式たばこに対する専門家及び業界ごとの意見を聞くべき。(紙巻きたばこと加熱式たばこを) きちんと分けられるなら、徹底した分煙を行うということも含め、検討が必要。
- ・ 加熱式たばこの受動喫煙における健康影響については、議論が始まったばかりであり、エビデンスが確立していない。上乘せ規制をするかについては様々な意見があり、もう少し議論を深める必要がある。
- ・ 加熱式たばこの発がん性について詳細に述べられたが、動脈硬化、血栓形成など、ニコチン等が関与する他の健康影響についても検討してゆく必要があると考える。

(3) 敷地内禁煙となる施設の取り扱い

(施設の種類によって規制を区分すべき)

- ・敷地内全面禁煙は厳しすぎるが改正健康増進法の内容では少し甘いため、施設の種類によって規制を区分する方法がニーズに応じたやり方であり適切。例えば、がん病院や小学校、妊婦が利用する施設は全面禁煙にすべきだが、成人のいる学校や官庁は全面禁煙にする必要性はない。
- ・病院の機能や患者の疾患対象を勘案した上で、治療に支障がないのであれば一定容認できるのでは。方向性としては、環境により喫煙を助長することもあるので、治療をきっちりしたい病院については敷地内全面禁煙とし、病院機能や患者の状況に合わせ、一部敷地内に喫煙所を設けることは容認してはどうか。
- ・敷地内全面禁煙範囲の整理は必要であるが、施設の種類によって、規制を区分する方向で良い。

(施設の種類によって規制を区分する場合の課題など)

- ・罰則の対象になるところの線引きが非常に難しい。規制の中身も含めて議論を進めていかないと適切な区分ができないのでは
- ・様々なルールが混在してしまうデメリットを考えれば、改正健康増進法を徹底的に順守することが重要。しかし、現状を考えると施設の種類によって、規制を区分することも容認できる。

(4) 法を上回る規制と既存飲食店に対する支援について ※第3回懇話会までに出た意見

(規制は必要)

- ・受動喫煙の健康被害や嫌悪感が取りざたされる中、受動喫煙防止対策については前向きに検討していかざるを得ない。
- ・国の規制はナショナルミニマムであり、医療者の立場からは受動喫煙の防止に向け、府がさらに上乗せして規制することは必要。
- ・健康の話と経営の話は本来切り分けて議論されるべきもの。
- ・(「望まない受動喫煙」は「改正健増法」を遵守することで適切に防止できるものであり、地域ごとに規制を設けるのではなく、全国一律の措置でいいのではという意見に対し) 各地域において社会事情や様々な条件がある中、大阪府は他の都道府県より先んじた対応をすべき。

(支援策の検討が必要)

- ・(たばこ税の中から環境整備の助成を行うべきとの意見に対し) 同感。受動喫煙防止の目的を達成するためには、助成を効果的に活用するための方策を検討する必要がある。
- ・規制により経営等への影響がある者もいることから、必要な設備投資についての支援も行っていくべき。
- ・規制により生活が成り立たなくなることがあるならば、それに対する支援や補助は必要であることは理解。健康への配慮と事業者への配慮が両立できる形を検討する必要がある。